

(趣旨)

第1条 この規則は、[長崎市附属機関に関する条例\(昭和28年長崎市条例第42号\)第3条](#)の規定に基づき、長崎市廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(平27規則30・一部改正)

(調査審議する重要事項)

第2条 委員会に調査審議させる[長崎市附属機関に関する条例別表第1](#)市長長崎市廃棄物処理施設専門委員会の項に規定する重要事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第1項第2号及び第15条の2第1項第2号に掲げる事項とする。

(平29規則12・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の3及び第12条の3に規定する事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 [前項本文](#)の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平29規則12・一部改正)

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第8条 委員長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(平28規則14・一部改正)

(委任)

第10条 [この規則](#)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、平成26年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 [この規則](#)の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、[第4条](#)の規定にかかわらず、平成28年3月6日までとする。

附 則(平成27年3月20日規則第30号)

この規則中第2条、第3条、第5条、第8条及び第10条の規定は平成27年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第14号)抄

(施行期日)

1 この規則中第1条及び附則第3項から第33項までの規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。